

## 平成 23 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 23 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 23 年 9 月 22 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 福田 修 君   | 2 番 橋村 孝彦 君  |
| 3 番 浪瀬 真吾 君  | 4 番 堀 進一郎 君  |
| 5 番 滝川 初夫 君  | 6 番 吉永 秀俊 君  |
| 7 番 佐藤 隆善 君  | 8 番 樋口 庄次郎君  |
| 9 番 岡田 伊一郎君  | 10 番 後城 一雄 君 |
| 11 番 本下 利之 君 | 12 番 森 敏則 君  |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 町 長 渡邊 悟 君       | 教 育 長 今道 大祐 君   |
| 副 町 長 小山田 正一君    | 建 設 課 長 山田 聡 君  |
| 総 務 課 長 森 隆志 君   | 町民生活課長 富永 勝 君   |
| 産業振興課長 三根 貞彦 君   | 町民福祉課長 西坂 孝良 君  |
| 農 委 局 長 (三根 貞彦君) | 財政管財課長 深草 孝俊 君  |
| 水 道 課 長 下野 慶計 君  | まちづくり課長 原田 尚登 君 |
| 教 育 次 長 山口 章 君   | 税 務 課 長 林田 政佳 君 |
| 会 計 課 長 森山 武司 君  |                 |

4 書記は次のとおりである

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 湯藤 美絵子 君

5 議事日程は次のとおりである

- 日程第 1 議案第 55 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 58 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 60 号 平成 22 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 61 号 平成 22 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入  
歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 62 号 平成 22 年度東彼杵町老人保健事業特別会計歳入歳出

- 決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 63 号 平成 22 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 64 号 平成 22 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計  
歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 65 号 平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 66 号 平成 22 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入  
歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 67 号 平成 22 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入  
歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 68 号 平成 22 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 69 号 平成 22 年度東彼杵町高期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 請願第 3 号 郵政改革法案の早期成立を求める請願書  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 72 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 73 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 1 発議第 5 号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫  
負担制度の堅持を求める意見書
- 追加日程第 2 発議第 6 号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書
- 日程第 17 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 18 議員派遣の件

## 開会（午前 9 時 35 分）

### ○議長（森敏則君）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 55 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第 58 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算  
（第 2 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（森敏則君）

日程第 1、議案第 55 号、平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）。日程第 2、議案第 58 号、平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を一括して議案とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

### ○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1. 付託された事件 議案第 55 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）
2. 審査年月日 平成 23 年 9 月 12 日、13 日
3. 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、12 日各課長の出席を求め産業建設常任委員会との連合審査を行ない、翌 13 日委員会を開催しました。本件は歳入歳出それぞれ 66,914 千円を追加し総額を 4,667,232 千円とするものである。今回の補正の主なものは農地等災害復旧事業費 32,840 千円、公共土木施設災害復旧事業費 4,048 千円、消防団員公務災害補償市町村分担金 8,528 千円である。主な財源として県補助金、町税、地方交付税等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

尚、審査の過程で質疑に対する答弁に於いては予算計上根拠を明確に説明すべきとの強い意見がありました。

次に議案 58 号について報告を申し上げます。

1. 付託された事件 議案第 58 号 平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

2. 審査年月日 平成23年9月13日

3. 審査の経過並びにその結果

付託された事件について総務課長、財政管財課長、町民福祉課長の出席を求め委員会を開催しました。本件は歳入歳出にそれぞれ238千円を追加し、総額を822,343千円とするものである。今回の補正は地域包括支援センターのシステム機器リース料及び保守料に235千円、介護給付費準備基金積立金に3千円である。主な財源として一般会計繰入金等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上報告します。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を行ないます。始めに議案第55号について行ないます。質疑がある方はどうぞ。

1番議員福田君。

○1番（福田修君）

55号に対しまして、答弁に於いては予算計上根拠を明確に説明すべきとの強い意見がありましたというふうに委員長報告にはなっておりますけども、委員会で具体的にどういふふうな話になったのか、どういふふうな話が行われたのか、そして他に何かなかったのか。委員長にご質問いたします。

○議長（森敏則君）

岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。この予算計上根拠を明確にすべきということは、質疑があった時に予算を説明される時に、予算が通過してから具体的に検討するとかという発言がありましたものですから、もう少し予算を計上する時にははっきりとした明確な根拠があって説明できる仕様を示してもらいたいと指針を示してもらいたいという意見がありましたものですから、それをここに掲上させていただきました。

そして他には私が交代して報告をしたんですが、庁舎連絡通路橋設置検討業務委託料900千円。これは旧オフトーク庁舎との連絡通路でございますけれども、もう本庁舎も建て替えの申請も出来てないし、橋を繋ぐ意味があるのかと。先ずこの庁舎をする問題の時点で、調査をして橋を架けるか架けないかをということでございますけれども、もう架ける必要がないという前提で無いということです。

なぜなら、ただ連絡するだけ職員が通路で。後、会議室を使うとかするのは、川棚町役場でさえ役場の表のJAを買収して建設課と農林課ですかね。決裁を道路を横断して行ったり来たりされてるんです。それでここに連絡橋を検討されるだけなら、ある議員から出ましたのは、例えば他の課を水道課なら水道課を持ってきてですよ、そっちの方に通路を繋いで、例えばいろんな方が簡単に出来るようにそういうのが検討されたのかど

うかそういう質疑がありましたものですから。只ここに文書としては載せておりませんが、先ずはこの連絡通路橋につきましては検討する以前に、もうちょっと内部で検討された再検討を要するという意見が出ました。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

ありませんか。それでは以上で議案第 55 号の質疑を終ります。

引き続き 58 号についての質疑を行ないます。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

ないですか。

それでは 58 号についてはないのでこれで議案第 58 号の質疑を終ります。

次ぎにこれから 55 号の討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論ないですか。討論がないようですので、これで議案第 55 号の討論を終ります。

次ぎにこれから議案第 58 号の討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論ないですね。討論なしと認めこれで議案第 58 号の討論を終ります。

これから議案第 55 号の採決を行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認め、従って議案 55 号、平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）は委員長報告のとおり可決されました。

次ぎにこれから議案第 58 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 58 号、平成 23 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 60 号 平成 22 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第 4 議案第 61 号 平成 22 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 62 号 平成 22 年度東彼杵町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 63 号 平成 22 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 64 号 平成 22 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 65 号 平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 66 号 平成 22 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 67 号 平成 22 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 68 号 平成 22 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 69 号 平成 22 年度東彼杵町高期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

それでは次ぎに日程第 3、議案第 60 号平成 22 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件。日程第 4、議案第 61 号、平成 22 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 5、議案第 62 号、平成 22 年度東彼杵町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 6、議案第 63 号、平成 22 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 7、議案第 64 号、平成 22 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 8、議案第 65 号、平成 22 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 9、議案第 66 号、平成 22 年度東彼杵

町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 10、議案第 67 号、平成 22 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 11、議案第 68 号、平成 22 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。日程第 12、議案第 69 号、平成 22 年度東彼杵町高期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。以上 10 議案を一括して議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田決算特別委員長。

#### ○9 番(岡田伊一郎君)

それでは審査報告をいたします。本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

1. 付託された事件 議案第 60 号から議案第 69 号までの 10 件
2. 審査年月日 平成 23 年 9 月 12 日
3. 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長及び監査委員の出席を求め決算特別委員会を開催しました。議案第 60 号は収入済額 5,058,495 千円、支出済額 4,867,893 千円で差引残額 190,602 千円となっている。

議案第 61 号から議案第 69 号の特別会計 9 件の収入済額 2,771,238 千円、支出済額 2,665,313 千円となっている。

議案 60 号の一般会計の審査過程について、不納欠損の処理にあたり 22 年度は 3,463,297 円となっており不納欠損にならないためにも、あらゆる手段を講じるなど徴収に全力を傾注されたいとの意見がありました。

慎重に審査した結果、オフトーク費に於いて条例に基づかない不適切な支払があり賛成少数で不認定すべきものと決定いたしました。

議案第 61 号から議案第 69 号の特別会計 9 件については、予算の執行や財産管理についても適法且つ適正に執行されていることを認め認定すべきものと決定いたしました。以上報告を終わります。

#### ○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を行ないます。

先ず最初に議案第 60 号についてを行ないます。質疑のある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（森敏則君）

ありませんか。それでは議案第 60 号については質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

次ぎに議案第 61 号から議案第 69 号までの 9 議案を一括して質疑を行ないます。どうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（森敏則君）

質疑ありませんですね。質疑がないようですので、9 議案についてはこれで質疑を終ります。

それではこれから議案第 60 号について討論を行ないます。先ず原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。次ぎに原案に反対者の発言を許します。9 番議員岡田君。

**○9 番(岡田伊一郎君)**

私はこの 22 年の決算につきましても 21 年度も不認定となりましたけれども、オフワーク費給与支払、非常勤職でなってることが法令に基づかないと監査委員の審査意見書にもありましたし、私もそういう判断をいたしましたので 22 年度の決算の認定については反対であります。

**○議長(森敏則君)**

他に討論意見はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(森敏則君)**

ないようですのでこれで議案第 60 号の討論を終ります。

次ぎにこれから議案第 61 号から議案第 69 号について一括して討論を行ないます。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(森敏則君)**

討論なしと認め、これで議案第 61 号から議案第 69 号までの討論を終ります。

これから議案第 60 号の採決を行ないます。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は不認定です。従って原案について採決をいたします。お諮りします。議案第 60 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立がないということで起立少数です。従って議案第 60 号、平成 22 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は認定しないことに決定をいたしました。

次にこれから議案第 61 号を採決します。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。従って議案第 61 号、平成 22 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次ぎにこれから議案第 62 号を採決します。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。従って議案第 62 号、平成 22 年度東彼杵町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次ぎにこれから議案第 63 号を採決します。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。従って議案第 63 号、平成



22年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次ぎにこれから議案第64号を採決します。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。従って議案第64号、平成22年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次ぎにこれから議案第65号を採決します。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。従って議案第65号、平成22年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次ぎに議案第66号を採決します。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。従って議案第66号、平成22年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次ぎに議案第67号を採決します。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。従って議案第67号、平成22年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次ぎにこれから議案第68号を採決します。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。従って議案第68号、平成22年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

次ぎにこれから議案第69号を採決します。この採決も起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は認定です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。確認しました。起立多数です。従って議案第69号、平成22年度東彼杵町高期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 13 請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 14 請願第 3号 郵政改革法案の早期成立を求める請願書

## (委員長報告・質疑・討論・採決)

### ○議長（森敏則君）

それでは次ぎに日程第 13、請願第 2 号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。日程第 14、請願第 3 号、郵政改革法案の早期成立を求める請願書を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

### ○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは付託されました事件について報告をいたします。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 90 条の規定によって報告します。

1. 付託された事件 請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
2. 審査年月日 平成 23 年 9 月 13 日
3. 審査の経過並びにその結果

請願の紹介議員である福田修議員の出席を求め審査を行いました。本件は平成 18 年度に於いて義務教育費国庫負担制度は堅持されたが、国庫負担率は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。この制度は財政力の豊かな自治体とそうでない自治体との間で教育水準に格差を生じさせないように設置されたものであり、減額された分は地方交付税で補足されているものの、義務教育にとって恒久的に安定した財源とはいえません。請願書に記載されているとおり教育の機会均等、教育水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に復元し、将来にわたり国庫負担制度を堅持することが必要である。

また、未来への担い手である子どもたちに格差のない行き届いた教育が補償されるようすべきであるとの請願者の願意を認め全委員一致採択すべきものと決定をいたしました。

次ぎに請願第 3 号について報告いたします。

1. 付託された事件 請願第 3 号 郵政改革法案の早期成立を求める請願書
2. 審査年月日 平成 23 年 9 月 13 日
3. 審査の経過並びにその結果

本件は平成 19 年に郵便、貯金、保険の郵政 3 事業が民営民社化され郵便外務委員に預金、保険の取り扱いを依頼出来ないことや郵便局へ郵便の問い合わせが出来ない各種手数料が上がったなどの地域住民からの不満の声が多く、将来的に貯金、保険が提供されない郵便局が現われ公益性、地域性が失われる恐れがあります。

これらの不満、不安を解消するためにも早期に郵政改革法案を成立させて欲しいとの請願者の願意を認め全委員一致採択すべきものと決定をいたしました。以上です。

### ○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。質疑がある方はど

うぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑ありませんか。それでは質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。  
ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 00 分）

再 開（午前 10 時 01 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

次ぎにこれから一括して討論を行ないます。討論のある方はどうぞ。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから請願第 2 号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って請願第 2 号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願は委員長報告のとおり採択されました。

次ぎにこれから請願第 3 号を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って請願第 3 号、郵政改革法案の早期成立を求める請願書は委員長報告のとおり採択されました。

## 日程第 15 議案第 72 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

日程第 15、議案第 72 号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

（議案の朗読）

○議長（森敏則君）

それでは次ぎに本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

議案第 72 号の提案理由を現下の経済情勢、町財政状況などを踏まえまして、教育長の給与及び期末手当を減額すべく本案を提出いたします。減額をいたしました給与にいたしましては、財源として町の活性化の事業に使用したいと考えております。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。詳細につきましては総務課長から説明させます。総務課長。

**○議長（森敏則君）**

総務課長。

**○総務課長（森隆志君）**

議案第 72 号について説明をいたします。教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件について条例に二つの附則を加えました。先ず附則 13 では教育長の給料月額を 40%減額するものであります。本会議の初日に可決いただきました副町長の給与減額率と同様の減額率としております。これにより教育長の現行の 577 千円から変更後は 346,200 円となります。月額 346,200 円ですが、10 月から 24 年 3 月末までの時限としておりますので平成 23 年度の 6 ヶ月間の影響額は 1,385 千円の減となります。それと附則第 14 については期末手当の減額であります。現条例の給与月額に乗数を掛けて支給することになりますので、改正の前の状態では月額 577 千円が基礎額となりますので、これも給与と同様に 40%の減額率で 12 月支給の期末手当についても減額を提供するよう今回改正を行いました。影響額としましては 393 千円の減となります。以上説明を終わります。宜しくお願いいたします。

**○議長（森敏則君）**

それではこれから質疑を行ないます。9 番議員岡田君。

**○9 番（岡田伊一郎君）**

ちょっとお尋ねをいたします。町長は現下の経済情勢からこういう給与 50%カットされておりますね。教育長の場合は 40%。これは町長の給与に合わせてカットされていると思うんですが、この根拠。町長が 50%ならば普通 50%でもよかったんじゃないかと思うんですがその点についてお尋ねをいたします。

**○議長（森敏則君）**

町長。

**○町長（渡邊悟君）**

やっぱり生活等もございますので、私だけ 50%で 370 千円ぐらい出ますが更にカットで非常に極端に下がることも考えられますので、そのへんは 50%でお願いはしたかったんですが、そのへんがどうかと思ひまして私の給料同等ということで、一緒に頑張ろうということで 40%に決定をいたしました。

○議長（森敏則君）

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第 72 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますがご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 72 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、討論を終ります。

これから議案第 72 号の採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 72 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 73 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森敏則君）

次ぎに日程第 16、議案第 73 号、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

（議案の朗読）

○議長（森敏則君）

次ぎに本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 73 号につきましての提案理由の説明でございます。東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員を選任するため本案を提出いたしますが、福田誠一様に於かれましては前職が不動産等の共済の保険とか、そういうものの経験もあらま

して精通しておられます。また福田氏は昨年9月の28日から本年の11月28日までの1年1ヶ月所謂前任者の残任期間ということでもございますので引き続きお願いするものでございます。宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。議案第73号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。次にこれから討論を行ないます。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終ります。

これから議案第73号の採決を行ないます。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第73号、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前10時11分）

再開（午前10時12分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。只今、総務文教厚生常任委員長から発議第5号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書及び発議第6号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書がそれぞれ提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに発議第5号を追加日程第1とし、発議第6号を追加日程第2として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従いまして発議第5号、発議第6号をそれぞれ日程に追加し日

程の順序を変更し直ちに追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 発議第 5号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

追加日程第 2 発議第 6号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書

○議長（森敏則君）

それでは追加日程第1、発議第5号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。追加日程第2、発議第6号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書を一括して議題とします。

局長に発議をそれぞれ朗読させます。

○議会事務局長（上杉房男君）

（発議を朗読）

○議長（森敏則君）

次ぎに本案について提出者の説明をそれぞれ求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員長（岡田伊一郎君）

それでは発議第5号につきまして提出の理由を申し上げます。提出の理由。教育の機会均等と義務教育無償の原則として全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることが出来るよう制定され、教育の機会均等とその水準の維持向上が図られてきている義務教育費国庫負担制度の堅持を要望するため提出するものであります。

次に発議第6号でございます。提出の理由。国民共有の財産である郵便局ネットワークは今後も維持して行かなければならない生活に必要なライフラインであることから一刻も早い郵政改革法案の成立を求めるため提出するものであります。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから提出者に対する質疑を一括して行ないます。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですのでこれで質疑を終ります。

お諮りします。発議第5号、発議第6号は会議規則第38条第3項の規定よって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第5号、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。これから一括して討論を行ないます。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認めこれで討論を終ります。これから発議第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 5 号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については原案のとおり可決されました。

尚、この意見書は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に送付することにします。

次にこれから発議第 6 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って発議第 6 号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書については原案のとおり可決されました。

尚、この意見書は内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、金融改革担当大臣に送付することにします。

#### 日程第 17 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

次に日程 17、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務の内会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました特定事件（所管事務）調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第 18 議員派遣の件

○議長（森敏則君）

次に日程 18、議員派遣の件を議題とします。



お諮りします。本案については会議規則第 119 条の規定によってお手元に配布いたしました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議員派遣の件はお手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。尚、只今議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って後日変更等があった場合は議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成 23 年第 3 回東彼杵町町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前 10 時 25 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 23 年 12 月 8 日

議 長 森 敏 則

署名議員 佐藤 隆善

署名議員 樋口 庄次郎